



よういくいりょう きゅうふしんせい
養育医療の給付申請について



こども未来部子育て支援課

養育医療制度とは

出生時の体重が2,000g以下または身体の機能が未熟なままで生まれ、指定医療機関での入院を必要とする乳児(1歳未満)に対して、養育に必要な入院中の医療費を国と県と市が負担する制度です。

給付の内容について

医療給付が決定されると医療券が交付されます。

指定医療機関に医療券と保険証を提示することで、入院中(最長で1歳の誕生日の前々日まで)の保険診療の自己負担分に対して給付が受けられます。

この制度では、保険診療分の医療費について、世帯の所得税額に応じた自己負担がありますが、鹿沼市では自己負担分を市が肩代わりしているため、保険診療分についての自己負担はありません。

ただし、保険適用外の経費(オムツ代、リネン代等)は給付の対象外となります。

ご不明の点は、ご遠慮なくおたずねください。

〒322-8601

鹿沼市今宮町 1688 番地 1
こども未来部子育て支援課
こども給付係

【鹿沼市役所 5階④窓口】

Tel 0289-63-2172

Fax 0289-63-2119



Kanuma Tochigi Japan

養育医療 提出書類チェックリスト

NO.	書類名	✓
1	養育医療給付申請書（様式第1号） 書き方見本を参考に、ご両親または後見人の方が記入してください。	
2	養育医療意見書（様式第2号） お子様が入院している、指定医療機関の主治医に記入してもらってください。	
3	世帯調書（様式第3号） ご家族を全員記入してください。 市民税課税状況を確認させていただきます。 ※1月1日(基準日)以降に鹿沼市に転入されたご家族がいらっしゃる場合、その方の地方税関係情報が必要です。情報取得することに同意し、世帯調書の欄外(注)3に転入者ご本人の署名をお願いします。これにより、課税証明書等の提出が省略できます。	
4	健康保険証 お子様の保険証（または、お子様が加入予定の保護者の健康保険証）をお持ちください。	
5	提出者本人確認書類 運転免許証やマイナンバーカード等の写真付き身分証明証をご持参ください。	

